

令和 6 年度 施行

業務設計書（公示用）

業務名： 南区公園遊器具等維持管理業務

令和 6 年 2 月 単価適用

南区 土木部維持管理課

札 幌 市

業務名： 南区公園遊器具等維持管理業務

業務委託費	円
業務価格	円
消費税等相当額	円

業務の説明

本業務は、公園利用者の安全確保を目指し、遊器具等の点検を行うとともに、雪害や経年劣化、利用等によって劣化・破損した施設の修繕ならびに維持管理を行うものである。

1. 業務の場所

- ・ 南区内一円(対象公園数 292公園)

(位置図・数量調書参照)

2. 業務の概要

- ・ 遊器具点検・注油 一式
- ・ 遊器具等修繕 一式
- ・ 遊器具撤去 一式
- ・ 廃棄物処理 一式

3. 業務の期間

- ・ 令和 6 年 4 月 1 日 より 令和 7 年 3 月 31 日までとする。

4. 仕様書等

- ・ 南区遊器具等維持管理業務仕様書及び南区遊器具等維持管理業務特記仕様書による。
- ・ 図面は、札幌市造園工事標準図(参考図含む)の最新版を使用することとする。
- ・ 契約金額の各期支払比率は、下記を目安にする。

期	期 間	支払比率
第 1 期	4 月 1 日 ~ 5 月 31 日	20 %
第 2 期	6 月 1 日 ~ 8 月 31 日	40 %
第 3 期	9 月 1 日 ~ 11 月 31 日	25 %
第 4 期	12 月 1 日 ~ 3 月 31 日	15 %
合 計		100 %

南区遊器具等維持管理業務仕様書

＜一般編＞

1. 適用範囲

札幌市公園緑化関係部局による遊器具等維持管理業務の仕様は本仕様書によるほか、札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書、札幌市土木工事仕様書及び標準図、札幌市造園工事標準図及び参考図によるが、契約書、仕様書等との間に相違がある場合、及び天候その他不可抗力等により業務の遂行が不可となった場合は、受託者は担当職員に確認して指示を受けなければならない。

2. 用語の定義

この仕様書において次に掲げる用語は、それぞれの定義による。

- (1) 担当職員とは、業務主任及び副主任である本市の職員をいう。
- (2) 指示とは、担当職員が受託者に対し履行箇所、期間、工法等を示し、業務を実施させることをいう。
- (3) 承諾とは、受託者が担当職員に報告し、担当職員が事前に了解することをいう。
- (4) 完了とは、業務のすべてを終了することをいう。
- (5) 終了とは、業務期間内において部分的に終了することをいう。
- (6) 検査とは、中間、終了及び完了の検査をいう。
- (7) 確認とは、業務委託期間内において、一定期間内の業務の履行の確認をいう。
- (8) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (9) 現場代理人とは、業務の的確な履行を確保するため、受託者の代理人として業務の運営、取締りを行うほか、履行に関する一切の事項を処理する者をいう。

3. 書類

受託者は、指定期日までに関係書類を担当職員に提出しなければならない。

4. 業務計画

- (1) 受託者は、担当職員と協議の上、適切な業務計画を立て業務を遂行しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の内容に応じて下記の事項の内容を記載した業務計画書を、着手後すみやかに担当職員に提出するものとする。
 - ア 作業工程
 - イ 作業内容、作業手順
 - ウ 現場組織表（施工体制図）
 - エ 専門技術者の資格証明書
 - オ 使用車両
 - カ 緊急時の体制及び対応

- キ 安全管理計画
- ク 利用を中止した方がよいと判断される遊器具の取扱い、処置方法
- ケ 環境対策
- コ 建設副産物の適正処理計画

5. 監督等

- (1) 担当職員は、適正な業務の遂行を図るため、受託者に対して必要に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。
- (2) 受託者は担当職員の監督を受け、担当職員から業務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置を行うこと。

6. 履行上の義務等

- (1) 受託者は、履行する業務の内容に応じ、現場代理人及び現場における技術上の管理をつかさどる者を定め、これに従事させなければならない。
- (2) 受託者は、現場代理人等を定めたときは、その旨を別紙様式により担当職員へ届け出なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- (3) 受託者は、業務の性質上やむを得ないものとして業務の一部を委託又は請け負わせる第三者について、4(2)ウに記載して担当職員の承諾を得ること。なお、業務計画書提出後にその必要が判明した場合には、業務協議簿(様式-36)により承諾を得ること。

7. 用地の使用等

- (1) 受託者が業務実施のために必要な公共用地を使用する場合は、あらかじめ所定の手続きを取るものとする。
- (2) 受託者が業務実施に必要な私有地を借用し、または買収したときは、その土地の使用により生じた苦情及び紛争は、責任をもって解決しなければならない。

8. 作業内容等の変更

作業内容等の変更については、契約約款第8条に基づくものとする。受託者及び担当職員は作業内容等の変更について協議し、変更指示書(様式29)により指示を受けて、変更承諾書(様式34)を提出の上、作業を実施するものとする。

9. 用具及び消耗品

業務を遂行するために必要な用具及び消耗品は、特に別途定めるものを除き、受託者が負担すること。

10. 支給品

受託者は、支給材料を適正に管理すること。また、業務完了時に数量等を確認し、担当職員へ報告すること。

1 1. 業務現場発生品

業務履行によって生じた発生品は、担当職員の指示に従い整理のうえ、担当職員の指定する場所で引き渡されなければならない。

1 2. 産業廃棄物の処理について

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の扱い

受託者は、現場で発生する産業廃棄物が適正に処分されたかを処理業者等と堅密に連絡を取り合いながらマニフェストで確認し、最終処理完了後、業務成果品提出時において、E票又はD票の写しを提出するとともに、原本を提示し、担当職員の確認を受けること（確認後、原本は受託者が引き取り保管すること）。

なお、マニフェストの管理については、紙マニフェストの場合は公益社団法人 全国産業資源循環連合会、電子マニフェストの場合は財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが示す手順によること。

- (2) 当該業務で発生する木くずは、産業廃棄物であるため、その処理に当たっては、各清掃工場において産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて処理すること。
- (3) 当該業務で発生する建設副産物の処理方法、処理場所等への処理条件は別表1のとおりとする。
- (4) 発生した建設副産物の処理方法、処理場及び処分量に変更が生じた場合は担当職員と協議を行うこと（「2 1. 業務の協議について」参照）。
- (5) 北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という）について
当該業務で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処理場に搬入された場合でも、減量化・リサイクル等により残さが発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので、適正に処理すること。

1 3. 業務の検査

- (1) 受託者は、業務が終了又は完了したときは、契約書に基づき業務を確認する検査を受けるものとする。
- (2) 検査にあたっては、担当職員から指示された必要書類を提出するものとする。

1 4. 事故対応

- (1) 受託者は、業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに担当職員に報告するとともに、事故報告書を担当職員にすみやかに提出しなければならない。
- (2) 第三者に被害を与えた場合は、その被害者に対して適切・迅速に誠意をもって対応しなければならない。
- (3) 遊器具に起因する事故が発生した場合は、上記のほか、担当職員等（公園所管部局の本市職員）の指示により下記のとおり対応すること。
 - ア 担当職員等からの報告を基に、現状把握を行う。
 - イ アを基に、必要に応じて該当する遊器具等の製造業者と協議し、事故原因の究明を早急に

行い、結果を担当職員等へ報告するとともに、その後の対応について協議する。

- ウ 協議結果に基づき担当職員等から指示された事項について、早急を実施する。
 - エ 業務に係る遊器具の事故で、示談交渉等がある場合に担当職員等から同行の要請があったときはこれに応じ、関係者へ対する説明を補助すること。
- (4) 上記(3)の緊急対応について指示があった場合は、連絡を受けてから1日以内に現状把握(現地確認)及び応急措置に着手すること。

15. 環境負荷の低減

委託業務の履行にあたっては、札幌市環境方針(令和3年4月1日)に基づき、環境に与える負荷を低減するように努力すること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。成果品に紙を使用する場合は、古紙100%を使用し、複数ページにわたる場合は、原則として両面印刷とする。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最小限度にとどめること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

16. 諸法規の遵守

受託者は業務の履行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、環境基本法、道路交通法、廃棄物処理及び清掃に関する法律等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

17. 官公庁への手続き

- (1) 業務履行のため必要な関係官庁その他に対する諸手続は、受託者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、すみやかにその旨を担当職員に申し出て協議するものとする。

18. 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に作業する場合は、あらかじめ担当職員の承諾を得なければ

ならない。

19. 保険

- (1) 業務の実施にあたり、一社) 日本公園施設業協会が加入している生産物賠償責任保険及び請負賠償責任保険の任意保険、あるいはこれらと同等以上の保険に加入すること。
- (2) 道路交通法の適用を受ける機械の使用にあたっては、自賠責保険と同額以上の任意保険に加入し担当職員の確認を受けなければならない。

20. 技能講習

技能講習を受けた者が従事することになっている作業については、特別な場合以外はその者以外の者に作業を行わせてはならない。

21. 業務の協議について

委託業務の履行にあたり、指示、承諾、協議等については、業務協議簿（様式-36）を活用すること。

22. 国有地（借受地）が含まれる公園での作業について

国有地（借受地）が公園に含まれている場合、その公園内で施設の撤去や更新などを行う際は事前に所有者への届け出が必要であるため、作業内容及び日程等について担当職員の指示を受けること。

国有地（借受地）を含む公園については、別表2のとおり。

23. 個人情報取扱注意事項

受託者は、業務実施に当たって、個人情報を取り扱うこととなった場合は、別紙1の「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

<管理編>

1. 履行管理

受託者は、担当職員と協議し適切な履行管理を行うこと。

2. 現場管理

- (1) 作業時間は第三者に対する危険防止からも、特に担当職員が認める場合以外、日没後に作業してはならない。
- (2) 特定業務（設備機器等の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。
- (3) 受託者は、土木工事安全施工技術指針を参考に常に業務の安全に留意して現場管理を行うとともに、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針を参考に、業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
- (4) 機械使用の場合は、機種等は担当職員の承諾を受けること。
- (5) 機械の運転管理に資格が必要な場合は、資格を有することを証明する書類を整理し、担当職員が提出を求めた際にはすみやかに提出できるようにすること。
- (6) 作業中は「作業中」、「注意」の看板等を標示すること。
- (7) 機械の運転中はもちろん、休息中も危険な状態にならないよう、監視員を配置するなどの措置をとり、注意を怠らないこと。
- (8) 作業終了後は、後片づけはもちろん、作業指示区域の周囲を清掃し、ゴミ等はその日のうちに処理すること。
- (9) 作業終了後は、機械その他の工具等を一切置かないこと。
- (10) 受託者は業務現場が隣接し、又は同一場所において別途業務がある場合は、常に相互協調して紛争を起こさないように処置しなければならない。
- (11) 受託者は業務履行中、担当職員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼすなどの行為をしてはならない。
- (12) 受託者は市街地における業務について「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠し、災害の防止に努めなければならない。
- (13) 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれらに対処できる準備をしておかななければならない。
- (14) 業務中必要な保安措置は、関係法規に従って行わなければならない。
- (15) 受託者は業務の履行にあたり、現場の環境を阻害することのないよう、その保全について十分に注意しなければならない。

3. 安全管理

受託者は、業務の履行にあたり事故防止に十分留意しなければならない。

- (1) 受託者は業務着手後、作業員全員の参加により定期的に安全に関する研修・訓練を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該業務の内容に応じた安全・訓練等の具体

的な計画を作成し、担当職員に提出すること。また、その実施状況を記録した資料を整備保管し、担当職員から指示があった場合は直ちに提出しなければならない。

- (2) 運転者に対しては、安全運転講習会の開催等により安全運転意識の向上に努めること。また、下請者に対してもその浸透を図ること。なお、業務に関連して発生した交通事故及び悪質な交通違反は、その発生の都度、遅滞なく担当職員に文書により報告すること。
- (3) 一般交通の用に供している道路を業務のために使用する場合は、あらかじめ担当職員及び所管警察署ならびに関係機関と協議しなければならない。また、作業上、一時的に撤去又は移設する交通安全施設は、作業完了後すみやかに復元し担当職員の確認を得なければならない。
- (4) 業務場所付近に児童に関する施設があり、作業中に児童の通行が頻繁にある場合は、当該施設に児童への注意喚起を依頼すること。また、作業区域内に児童が立ち入ろうとした場合は、作業員または誘導員が児童に危険であることを教えるとともに、安全な場所へ誘導すること。
- (5) 業務場所付近に、高齢者または身体障がい者に関する施設があつて、高齢者または身体障がい者の通行が頻繁にある場合には、通行に支障のない通路を確保すること。

4. 使用禁止等の措置対応

- (1) 業務中に遊器具の危険要因が発見されたときは、必要に応じて、速やかに応急措置又は使用禁止措置を講じるとともに担当職員に連絡すること。また、その危険箇所及び措置状況写真を後日提出すること。なお、危険要素の判別や措置方法、連絡手順等については、専門技術者の監督のもと業務着手時に決めておくこと。専門技術者は、受託者に籍を置く者で、(社)日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士の資格を有する者とする。
- (2) 遊具の破損等について担当職員の指示があった場合は、速やかに状況を把握し、必要に応じて応急措置又は使用禁止等の措置を講じること。
- (3) 使用禁止措置の判断は、つぎの項目を基本に判断すること。
 - ア 通常使用でケガ等の事故を誘発するもの。
 - イ 遊具本来の使用ができないもの。
 - ウ 使用させることにより遊具本体の損傷が拡大するもの。

5. 写真管理

- (1) 基本事項
 - ア 写真の色彩…カラー
 - イ 写真の大きさ…L判(8.9×12.7cm)程度を基本とする。
 - ウ 提出物…写真帳1部・写真原本1式
 - エ 写真帳の様式…A4版(縦)とし、写真及び(3)を記載する。
 - オ 写真原本
 - (7) デジタルカメラの場合

- ・ デジタルデータ原本。画像及び撮影条件に係る情報（Exif 情報）に加工・編集を行っていないものとする。
- ・ 公園、施設別の整理（フォルダ分け等）は不要とする。なお、受託者が自主的に行う場合はこれを制限しない。

(1) フィルムカメラの場合

- ・ ネガ原本。加工・編集を行っていないもの。
- ・ 各公園とネガが突合できるように整理して提出する（詳細方法については、担当職員と協議のこと）。

(2) 撮影項目

ア 遊器具点検

(7) 第1回目点検

- ・ 作業状況：
 - 代表箇所 10 箇所、または担当職員の指示による。
- ・ 判定に関わる写真：
 - ① 劣化判定が c1・c2・d または規準判定で「否」と判定された箇所。
 - ② 上記①に該当する箇所がない施設（劣化で a、b 及び規準で「合」しかない施設）の場合は全景写真。各施設 1 枚。
 - ③ 園名板の写真。各公園 1 枚（上記①・②いずれの場合も同じ。設置公園確認のため）。

(1) 第2回目点検

- ・ 園名板の写真。各公園 1 枚。なお、提出は写真原本のみ（上記（1）オ）とする。

イ 遊器具注油：代表箇所 10 箇所、または担当職員の指示による。

ウ 遊器具修繕：各修繕箇所の着手前・作業状況・完了時。

(3) 写真帳記載事項

- ・ 公園名
- ・ 施設 ID
- ・ 施設名
- ・ 施設の状況【点検のみ】摩耗、腐食等の劣化や規準不適合の内容など
- ・ 判定値【点検のみ】劣化、規準判定値

※ 写真帳は、公園ごと、施設種類ごとに整理し提出することを基本とする。

(4) 留意事項

ア 写された写真を明確にするため、次の事項を記入した小黑板（ハンディタイプを含む）を必要に応じて写し込むこと。

○業務名 ○工種 ○撮影月日 ○撮影場所

○立会担当職員名（立会った場合のみ）

イ 作業状況、寸法等の確認、必要な事項について判別ができる写真であること。撮影方法の詳細については、あらかじめ担当職員と協議するものとする。

- ウ 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。
- エ デジタルカメラにより撮影する場合は、使用前に必ず、カメラ本体の日時設定が正しいか確認を行うこと（Exif 情報の誤記防止のため）。

6. 業務報告

業務報告書は、前週の月曜日から日曜日までの作業日、作業箇所、作業内容、今週の作業予定及び担当職員からの連絡（指示）を記載のうえ、原則として毎週月曜日に担当職員に提出すること。

＜遊器具修繕編＞

- (1) 修繕の方法・時期については、担当職員と協議し実施すること。
- (2) 修繕作業は専門技術者の指導・監督のもと実施すること。なお、専門技術者とは、受託者に籍を置く者のうち、(一社)日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士の資格を有する者をいう。
- (3) 作業に必要な遣方、その他施業の基準となる仮施設は、受託者が設置し、担当職員の検査を受けること。
- (4) 業務完了後に手直し又は検査を行うことが困難であるような箇所については、担当職員の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。
- (5) 撤去指示のあった遊器具について、状態が良好で再利用が可能な部品・部材があった場合は、担当職員に報告し指示を仰ぐこと。
- (6) 部材交換において、原則として製造者の部材を使用すること。製造者の部材を使用しない場合は、担当職員と協議のうえ、これと同等以上の品質を確保した部材を使用すること。
- (7) 修繕内容の報告は、別紙（管理編5及び6）によること。なお、写真帳は各期末までに提出すること。ただし、担当職員から求められた場合は、すみやかに提出すること。

<遊器具点検・注油編>

(1) 遊器具点検の実施時期は下記期間を目途に、担当職員と協議を行ない実施すること。

1回目：4月上旬～5月上旬 2回目：9月中旬～10月下旬

(2) 点検、判定及び報告書類作成は専門技術者の指導・監督のもと実施すること。なお、専門技術者とは、受託者に籍を置く者のうち、(社)日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士、または公園施設点検管理士の資格を有するものをいう。

(3) 遊器具点検項目は、以下の通りとする。

ア 劣化点検

- ① 変形：ゆがみ、たわみ
- ② 部分異常：チェーンのねじれ、金具や締め具の変形やゆるみ、詰め物の脱落
- ③ 部材の異常：ひび、破損、さび、腐食・腐朽、劣化、塗料の剥離
- ④ 遊具の異常：欠損、消失、手すりや踏み板などの部材の欠損・消失、金具や締め具などの消失及び可動部分の回転軸やベアリング・軸受け類の磨耗や変形
- ⑤ 周囲の異常：安全領域内における地面の凹凸、危険物の散乱
- ⑥ 木部の異常：腐朽・ひび割れ・ささくれ・欠損・節抜け・磨耗・折れ・ぐらつき・たわみ及び木ねじやボルト等の取付金具周辺部の状態
- ⑦ プラスチック系材料の異常：紫外線による劣化から生じる、欠け、ひび割れ、波うち、湾曲、損傷状態及びFRP材の磨耗による繊維の表面露出、ひび割れ、変形
- ⑧ ブランコの吊り部材のうちロックチェーン又はチェーンの摩耗
- ⑨ ターザンロープ（レールウェイ）の滑車部分、ロープ端末部分の摩耗（分解点検）。
- ⑩ 人研ぎ滑り台のクラック（亀裂幅は問わない）、浮き（打診による異常音）、風化（表面の劣化、荒れ）

イ 規準点検

次に示す内容について、該当する箇所全てを点検すること。

- ① 施設共通（一般）：ボルト・ナット類による突起がないか
- ② 施設共通（一般）：鋭利な尖端・角・縁がないか
- ③ 施設共通（一般）：落下・転倒が想定される個所に基礎の露出がないか
- ④ 施設共通（安全領域）：くぼみ・石ころなどの障害物がないか
- ⑤ 施設共通（転落・落下）：手すり子の形状
- ⑥ 一方向ぶらんこ（着座部）：スイングクリアランスは350～450mmか
- ⑦ 全方向ぶらんこ（着座部）：スイングクリアランスは400～500mmか
- ⑧ 全方向ぶらんこ（着座部）：着座部が揺れてもスイングクリアランスが変化しない場合は、350～450mmか
- ⑨ 滑台（出発部）：出発部と滑降部との継ぎ目は有害な段差や隙間がないか
- ⑩ ロープウェイ、レールウェイ（滑車部）：指などが容易に滑車に触れることができない

構造となっているか

- ⑪ 年齢表示シールが貼付されているか（1回目点検時のみ）

ウ 積雪状況点検（冬季）

公園ごとに積雪状況を確認し、雪入れにより遊器具等が破損していないか、また破損の恐れがないか点検し、写真帳にまとめて報告すること。

（4） 遊器具点検は、次のとおり判定することとする。

ア 劣化判定（部材ごとに判定する。全部材のうち最低値が当該遊具の劣化判定値となる）

- aランク：健全であり修繕の必要がない部材
 - bランク：軽微な劣化（異常）が見られる部材
 - cランク：
 - ・ c1：修繕の必要な劣化があるが、使用可能な部材
 - ・ c2：c1よりも劣化が進んでおり、使用に耐えない部材。ただし、遊具の使用自体は可能で、事故に繋がる恐れがないもの。
 - dランク：著しく劣化した部材、かつ、遊具の使用が事故に繋がる恐れが高いもの。使用禁止措置が必要なもの。
- ※ （3）ア⑧ブランコの吊部材については、残量が目視で概ね初期形状の直径の60%未満である場合、c2ランクとすること。

イ 規準判定

点検項目ごとに、適合する場合は「合」、しない場合は「否」として判定する。

※ その他、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2024」に基づく専門技術者による総合的な状況判断を含む。

ウ 塗装判定

塗装の劣化状態を4段階【A（良い）・B（普通）・C（悪い）・D（非常に悪い）】で判定する。

（5） 受託者は点検完了後、以下のとおり点検報告書等を担当職員へ提出する。なお、提出日は点検完了後14日以内を基本とするが、担当職員との協議によること。

ア 第1回目点検

① 劣化判定・規準判定・塗装判定の結果報告書

業務着手時に配布する本市指定の点検票（Excel ファイル）に入力し、データで提出すること。なお、入力内容は、併せて配布する記載要領による。

② 写真帳

作業状況及び劣化、規準不適合箇所等。詳細は〈管理編〉5.写真管理によること。

③ 劣化判定がc1・c2・dとなった遊具、または規準判定で「否」となった遊具における修繕方法を記載したもの。文書の体裁は任意とする。

イ 第2回目点検

- ① 公園別の点検日一覧
業務着手時に配布する公園名一覧表に、点検実施日を記載し提出すること。
 - ② 写真原本
点検実施公園の園名板を撮影した写真について、原本を提出する。詳細は<管理編>
5. 写真管理によること。
- (6) 遊器具注油の対象は、ブランコ類、シーソー、グローブジャングル、スカイロープ等のベアリング部や磨耗部とする。ただし、無給油(オイルレス)製品については適宜(回転不良等が確認できる場合)実施することとする。
- (7) 遊器具注油は下記期間を目途に、担当職員と協議し実施すること。
1回目： 4月中旬 2回目： 9月中旬
- (8) 遊器具注油は下記により行うこと。
- ア 注油に用いる材料(グリス等)は、次のことに留意して選定すること。
 - ① 雨や気温等の気象状況に影響され、垂れ落ちない
 - ② 衣服の付着の洗浄が容易
 - イ 注油後、遊具に付着している余剰のグリス等は、布でふき取ること。

(別表1) 建設副産物の処理方法・処理場及び処理条件

建設副産物分類				処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等	
建設発生土等	建設発生土	土砂	埋立	山口処理場	手)手稲山口 364 TEL 681-3337	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘドロ、泥炭、岩塊(粗大なもの)及び場所杭発生土は不可。 ・搬入土量、期間によって捨土均し費用が必要となるので個別に確認すること。 ・許可(届出)により処理料金は無料 	
				事前協議先:清掃)処理場管理事務所、東)東苗穂2条2丁目 TEL 783-5314			
		自然石	再生	小橋北豊(株)	南)川沿 18条 1丁目3番 TEL 572-3250	<ul style="list-style-type: none"> ・受入条件等については、確認を要する。 ※小橋北豊:50cm以上は別途小割費必要 ※札幌リサイクル骨材:玉石に限る。原則50cm未満まで。ただし、受入条件の詳細は事前に確認すること。 	
				札幌リサイクル骨材(株)	東)中沼町 45-26 TEL 792-4087		
建設廃棄物	産業廃棄物	アスファルト コンクリート塊	中間破砕	再生	東亜道路工業(株)	東)東雁来5条 1丁目1番75号 TEL 783-4589	<ul style="list-style-type: none"> ※処理料金有料。 ※再生アスファルトとして売却。 ※受け入れ時間、受け入れ量等については各施設へ事前に確認すること。 注1)札幌リサイクル骨材(株)は事前打ち合わせによる。
					世紀東急工業(株)	西)発寒10条 14丁目1068番地3 TEL 669-1234	
					道路工業(株)	豊)西岡 521 TEL 582-6850	
					札幌中央アスコン	西)福井 495番1号 TEL 662-0718	
					札幌環境 資材センター	手)曙5条5丁目 110番18号 TEL 684-5488	
					注1)札幌リサイクル 骨材(株)	東)中沼町 45-26 TEL 792-4087	
					石狩アスコン	石狩市新港中央2丁目 757-4 TEL0133-64-1951	
					道央グリーン アスコン	江別市工業町 26-6 TEL011-383-3198	
					エコセンター 東札幌	江別市工業町 6-5 TEL011-384-1933	
					きたひろ アスコン	北広島市西の里 745-6 TEL011-373-7321	
サッポロ アスコン	北広島市大曲工業団地 3丁目7-3 TEL011-377-3797	<ul style="list-style-type: none"> ※札幌市内の全ての処理施設が受け入れ不可能な場合のみ使用すること。 ※処理料金有料。 ※再生アスファルトとして売却。 ※受け入れ時間、受け入れ量等については各施設へ事前に確認すること。 					

(別表1) 建設副産物の処理方法・処理場及び処理条件

建設副産物分類			処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等		
建設廃棄物	産業廃棄物	コンクリート塊(無筋有筋)	中間 破砕	再生	札幌リサイクル骨材(株)	東)中沼町 45-26 TEL 792-4087	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の選考にあたり運賃費等を考慮の上決定すること。 ・分別解体により小割りしたもの(コンクリートブロックも可) ※RH入りコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊は、札幌リサイクル骨材(株)、札幌環境資材センター、(株)松原産業にて受入可。小橋北豊(株)はRH入りコンクリート塊の受入可。 ※再生砕石で売却 ※世紀東急工業(株)はストック容量 92t 以下のため、搬入の際は事前確認すること。
					小橋北豊(株)	南)川沿 18 条 1 丁目 3 番 TEL 572-3250	
					札幌環境 資材センター	手)曙 5 条 5 丁目 110-18 TEL 684-5488	
					(株)松原産業	白)川下 2111-3 TEL 879-6550	
					野田工業(株)	中)盤溪 365 TEL 643-1009	
					世紀東急工業(株)	西)発寒 16 条 12 丁目 1-27 TEL 669-1234	
	木くず	中間 破砕	再生	城東運輸(株)	北)拓北 6 番 692 TEL 782-8535	<ul style="list-style-type: none"> ・受入条件等については、確認を要する。 ※燃料チップ 	
				再生 処理	札幌市ごみ 資源化工場	北)篠路町福移 153 TEL 791-6770	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ 2m 程度(セメント付着、タール・防腐剤類塗布物は不可) ・生木も可(土砂は落とすこと。毒性のもの草・葉は不可) ※RDF に再生
		中間	焼却	発寒清掃工場	西)発寒 15 条 14 丁目 2-30 TEL 667-5311	<ul style="list-style-type: none"> ・最大辺が 50cm 以下のもの(セメント付着、タール、CCA 防腐剤類塗布物は不可) ・丸太木材等は最大径 0.2m 以下 	
				駒岡清掃工場	南)真駒内 602-30 TEL 582-9733		
				白石清掃工場	白)東米里 2170-1 TEL 876-1710		
			破砕	発寒破砕工場	西)発寒 15 条 14 丁目 2-30 TEL 667-5311	<ul style="list-style-type: none"> ・最大辺が 0.5~2.0m 以下のもの(セメント付着、タール・CCA防腐剤類塗布物は不可) ・丸太木材等は最大径 0.2m 以下 ・剪定枝も受入れ可能(一週間以上、乾燥させること) 	
篠路破砕工場	北)篠路町福移 153 TEL 791-2516						
駒岡破砕工場	南)真駒内 602-30 TEL 582-9733						

(別表1) 建設副産物の処理方法・処理場及び処理条件

建設副産物分類				処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等	
建設副産物	産業廃棄物	汚泥	中間	再生	オデッサ・テクノス(株)	東)北丘珠1条 3丁目654 TEL 787-1335	・無機性の泥土、脱水ケーキ、泥水等 ※再生土で売却
					(株)大伸	厚)厚別山本 1064-72 TEL 871-2418	
			脱水埋立	(株)公清企業 (エコパーク)	東)中沼町45-23 TEL 792-3770	・有機、無機性 ・受入条件等については、確認を要する。 ※中間処理施設、最終処理(埋立等)は別 事業者に委託	
		(発砲製品) 廃プラスチック類	中間 溶融 固化	再生	札幌第一清掃(株)	西)発寒10条 12丁目1-1 TEL 611-9291	※再生原料として売却
					(有)タイセツ	西)発寒16条 13丁目3-30 TEL 664-2811	
		(硬質軟質塩) 廃プラスチック類	中間 破砕	焼却 埋立 再生	札幌第一清掃(株)	西)発寒10条 12丁目1-1 TEL 611-9291	※処理後は、焼却後埋立、または再生プラ スチックとして売却
					(株)公清企業	東)中沼町45-23 TEL 792-3770	
					札幌第一清掃(株)	西)発寒10条 12丁目1-1 TEL 611-9291	
		(スタイロフォーム) 廃プラスチック類			(株)公清企業	東)中沼町45-23 TEL 792-3770	
		がれき	最終	埋立	札幌企業産業(有)	南)簾舞24-1 TEL 596-3644	・コンクリートくず、軽量ブロック、レンガ、モ ルタル等、土砂も可
燃え殻 陶磁器 ガラス 廃石綿等 (飛散性ア スベスト)	最終	埋立	山口処理場	手)手稲山口364 TEL 681-3337	・廃石綿等の受け入れにあたっては、事前 に環境局環境対策課に大気汚染防止法 に基づく届け出を行っておくこと。		
石膏ボード	中間 破砕	再生	北清企業(株)	東)北丘珠3条 4丁目659-22 TEL 791-1101	・計量できる容器に入れる(新材のみ) ・計量は10kg単位とする。 ※新築と解体、改修では料金が違うので注 意 ※新築(新材)は再生、解体・改修は埋立		
蛍光管類	中間 破砕	再生	(株)公清企業	東)中沼町45-23 TEL 792-3770	・電球 ・蛍光ランプ ・水銀ランプ ・ナトリウムランプ(公清企業は不可) ・割らない状態で排出のこと ※蛍光ランプの直管、サークル管は1本 約250g ※再生原料の製造 (破砕後に金属、ガラス、水銀にそれぞれ 再生)		
			札幌第一清掃(株)	西)発寒13条 12丁目1-1 TEL 611-9291			
			北清企業(株)	東)北丘珠3条 4丁目659-22 TEL 791-1101			

(別表1) 建設副産物の処理方法・処理場及び処理条件

建設副産物分類			処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等		
建設副産物	産業廃棄物	金属くず	中間選別 破碎	再生	(株)鈴木商会 西) 発寒 15 条 13 丁目 (西営業所) TEL 662-2211 東) 東雁来町 (東営業所) TEL 875-3540	・処理料金及び受入条件等については、各処理施設に確認を要する。 ※付着物は除去しておくこと。買い取りの場合もあり。	
		混合廃棄物	中間選別	焼却 埋立 再生	エコライン(株)	東) 東雁来 262-132 ほか TEL 874-0570	・処理料金及び受入条件等については、各処理施設に確認を要する。 ・紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、がれき、コンクリートくず、ブロック、陶磁器くず、ガラス等の混合廃棄物の選別 ※選別後は、それぞれの品目を処理できる処分業者に処理を委託し、焼却埋立及び再生
					(株)公清企業	東) 中沼町 45-23 TEL 792-3770	
					札幌第一清掃(株)	西) 発寒 13 条 12 丁目 1-1 TEL 611-9291	
					丸喜運輸(株)	北) 篠路町 拓北 6-785 TEL 791-1708	
					(有)丸正北海総業	白) 東米里 2032 TEL 753-4913	
					北清企業(株)	北) 篠路町拓北 6 番地 591、625 TEL 791-1101	
		防水材	中間最終	埋立	角山開発(株)	江別市角山 425-14 TEL 385-2669	・アスファルト防水材は 1m 未満に切断 ・アスファルトルーフィングフェルト類は 1m 未満に切断し空隙の無い状態 ※角山開発(株):焼却後、埋立 ※(株)協和環境サービス:直接埋立
					(株)協和環境サービス	江別市江別太 420 TEL 391-2481	
		非飛散性 アスベスト	最終	埋立	角山開発(株)	江別市角山 425-14 TEL 385-2669	・石綿含有産業廃棄物(ビニル床タイル含む) ・飛散しないように袋等に詰める ※角山開発(株)は埋立積み替え保管の場合は二次運搬費が必要になるため事前に打合せをすること。
(株)協和環境サービス	江別市江別太 420 TEL 391-2481						

(別表2) 国有地(借受地)を含む公園

	名 称	借受面積	
中央区	中島公園	8,031.12㎡	※みどりの管理課所管
	桑園公園	770.28㎡	
	七条公園	708.18㎡	
	南17条つぼみ公園	59.48㎡	
	南23条こぶし公園 ※全地国有地	147.99㎡	
	南16条くりの木公園	388.40㎡	
北区	新琴似二番通公園	846.69㎡	
	北36条とうひ公園	83.98㎡	
	北26条さくら公園	879.27㎡	
	借楽園緑地	491.94㎡	
	茨戸川緑地	3,161.36㎡	
東区	モエレ沼公園	4,013.39㎡	※みどりの管理課所管
	伏古公園	3,487.00㎡	
	北49条ミチル公園	237.97㎡	
	北15条すくらむ公園	486.58㎡	
	栄町レインボー公園	760.35㎡	
	丘珠空港緑地(南東地区)	1,302.13㎡	
	丘珠空港緑地(北西・北東)	1,786.99㎡	
白石区	北郷公園 ※全地国有地	47,786.67㎡	
厚別区	もみじ台北公園	8,233.94㎡	
	馬場公園	1,806.98㎡	
	もみじ台緑地	5,145.19㎡	
	青葉緑地	1,181.23㎡	
豊平区	月寒公園	149,598.29㎡	
	西岡公園	296,377.29㎡	
	豊平公園	36,829.64㎡	※みどりの管理課所管
	平和公園 ※全地国有地	12,069.33㎡	
	豊中公園 ※全地国有地	4,814.33㎡	
	月寒さくらんぼ公園	1,548.19㎡	
	天神山緑地	1,109.52㎡	
清田区	平岡公園	9,133.00㎡	※みどりの管理課所管
南区	藻南公園	104,774.78㎡	
	藻岩下公園	15,272.32㎡	
	川沿公園	8,908.26㎡	
	南こども公園 ※全地国有地	5,969.23㎡	
	簾舞花岡公園	1,779.25㎡	
	簾舞住民広場 ※簾舞花岡神社境内	741.93㎡	※みどりの管理課所管
	澄川むつみ公園	995.03㎡	
	南35条みゆき公園	2,182.84㎡	
	南沢あすなる公園	239.50㎡	
西区	五天山公園	3,099.99㎡	
	農試公園	96,621.74㎡	
	発寒大空公園 ※全地国有地	16,202.24㎡	
	中洲橋公園	4,708.84㎡	
	八軒ルピナス公園	498.04㎡	
	琴似なかよし公園	1,060.25㎡	
手稲区	該当なし		

【別表2】

【別紙 1】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業員が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業員全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業員に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報情報を廃棄する場合には、当該個人情報情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に

対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないこと
よって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を
賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

- 1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定
貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
- 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

- 2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

.....
(総括保護管理者)

.....
(保護管理者)

.....
基本方針等に記載がある。(該当する場合は□欄にチェック).....

- 3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

- 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

- (2) 従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業者から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記

に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 有り 無し

その他（ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- 取り扱うことができる従業者を定めている。
- セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）.....

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- 複数人で持ち運ぶこととしている。
- その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

■南区公園遊器具等維持管理業務特記仕様書

1) 遊器具点検及び結果報告

受託者は点検後、各遊具ごとの詳細な点検内容を記した遊具別定期点検報告書を作成し、担当職員の求めに応じて提出するものとする。なお、「遊具調書」は点検簿と区別し、別冊にて報告提出すること。

2) 点検時における遊器具等の定義について

点検・報告等における「遊器具等」とは、休養施設を含むものとする。

3) 再利用が可能な撤去資材及び部材について

当該業務で撤去した再利用が可能な資材については、担当職員と協議のうえ、以下に指定する場所へ運搬すること。

(1) 南区土木センター(南区南31条西8丁目2-5)

4) 「製造物責任法に対応する保険」加入

業務において使用する遊具・四阿・ベンチ等は「製造物責任法に対応する保険」に加入すること。また、その場合は、「製造物責任法に対応する保険」の写しを成果品として提出し、その原本については、担当職員に別途提出すること。

5) 木材の防腐処理の品質管理について

防腐処理が必要な木材を使用したときは、日本工業規格JIS9002により防腐処理を行い、保存処理の品質については、日本農林規格JASK4もしくは(財)日本住宅木材・技術センターのAQ1以上が望ましい。また、この品質規格を確認できない場合は、同等以上の品質が確保されていることが確認できる書類を担当職員に提出すること。

6) 使用する材料について

(1) 砕石

当該業務で使用する砕石は、担当者から特に指定のある場合を除き、切込砕石(40~0mm級)を標準とし、コンクリート再生砕石は使用しない。なお、札幌市造園工事標準図等の関係資料で再生砕石の指定があるものについては、切込砕石に読み替えるものとする。

(2) 生コンクリート標準配合

当該業務で使用する生コンクリート及びセメントの標準配合は、担当者から特に指定のある場合を除き、下記のとおりとする。

配合種別記号	設計基準強度 N/mm ²	粗骨材の最大寸法 mm	スランプ cm	空気量 %	水セメント比の限度 %	最低単位セメント量 Kg/m ³	適用する構造物
C-1	—	20又は25	8	4.5	—	—	均し及び埋戻しコンクリート、縁石、仕切石等の基礎コンクリート
C-4	18	40	5	4.5	55	—	上記以外の基礎コンクリート、中詰めコンクリート

(3) 生コンクリート及びセメント

当該業務で使用する生コンクリート及びセメントは、担当者から特に指定のある場合を除き、グリーン購入法公共工事特定品目である混合セメントの使用を標準とする(下表参照)。なお、現場条件等によりこれにより難しい場合は、担当者と協議すること。

混合セメント	高炉セメントB	高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。 (A,B,Cの3種あり、B,C種が30%を超える。ただ道内ではB種のみが流通している。)
	フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。

7) 水飲台修繕等の「給水設備」について

- (1) 水飲台修繕等で給水装置を改修・設置する際は、札幌市が指定する「指定給水装置工事事業者」の中から業者を選定し施工にあたること。
- (2) 水圧試験については「給水装置工事設計施工指針(札幌市水道局)」による。給水装置を設置した時は、次の要領により水圧試験を行い、監督員の段階確認を受けること。
 - (1) 給水栓又は散水栓に水圧試験器を取り付け、充水(エア抜き)を行う。
 - (2) 1.0MPa水圧を2分間加圧する。(1.0MPa水圧0分時と1.0MPa水圧2分時の写真をとる)
 - (3) 漏水の有無を確認する。
 - (4) 竣工時、水圧試験報告書(特に書式なし)を写真、図面とともに提出すること。

8) 塗装の品質管理について

新たに設置(交換)する遊器具・パーゴラ等の鉄部塗装および木部塗装については、札幌市造園工事標準図の鉄部塗装特記仕様・木製品特記仕様によるほか、同等品以上とする。

9) アスベスト等の有害物質の確認について

四阿やシェルター等の撤去解体にあたっては、事前に目視調査等によりアスベスト等の有害物質の有無を確認するとともに、アスベスト等の有害物質を確認または疑われる場合は、作業を中止し、取り扱い等について直ちに担当者と協議・確認をおこなうこと。また、その他の有害物質についても同様の取り扱いとし、下記の対応を基本に協議を行うこととする。

※CCA防腐材を使用した木材を処分する場合は焼却処理をせずに、処分対応が可能な角山開発(株)にて埋立処理をおこなうことを基本とする。

※非飛散性アスベストが含まれる場合は、作業員の防塵対策はもちろんのこと、十分な散水等により湿潤状態を保ちつつ、かつ、なるべく破壊せずに袋詰めをおこなう等、周囲への飛散防止対策をおこないつつ、処分対応が可能な角山開発(株)にて埋立処理をおこなうことを基本とする。

10) 点検について

通常の春点検に加えて、植栽を除いた各種施設(管理施設(照明灯や引込柱、柵類、保管庫、擁壁等)、園路広場施設(舗装や階段等)、修景施設(花壇等)、運動施設(高尺フェンス等)、教養施設(モニュメントやステージ等)、便益施設(駐車・駐輪場やトイレ、時計等))をはじめとする「遊器具等」以外の施設配置等についても現地踏査を行い、施設位置図及び施設番号、施設規格、数量との確認及び精査をおこなうこと(「遊器具等」以外の点検は不要とする)。

また、未登録の施設があった場合には、遊器具等と同様の手法により、施設位置図に場所の追記載を行うとともに、契約後に配布するエクセル表に、下記分類表に基づきデータ入力(登録)作業を行ったうえで、成果品として提出すること。

施設型番	施設区分_2	施設名
101	園路及び広場	園路
102	園路及び広場	多目的広場
103	園路及び広場	橋梁
104	園路及び広場	木道
105	園路及び広場	デッキ
106	園路及び広場	階段
199	園路及び広場	その他園路及び広場施設
201	修景施設	池
202	修景施設	水路・滝
203	修景施設	噴水
204	修景施設	築山 スキー山
205	修景施設	花壇
206	修景施設	パーゴラ
207	修景施設	アーチ・トレリス
299	修景施設	その他修景施設
301	休憩施設	野外卓
302	休憩施設	縁台
303	休憩施設	ベンチ
304	休憩施設	スツール

メーカー(企業)名	材質分類
(株)サトミ産業	鋼製
(株)ユーテクス	その他
(株)札幌ニット	木製
札幌齊藤木材(株)	石材
北海道ラップ(株)	コンクリート
(株)コトブキ	FRP
(株)アボック社	ゴム系材料
(株)北辰	擬木
(株)日都産業	土質系材料(ダストなど)
(株)中村製作所	クレイ
(株)ザイエンス	アルミ
内田工業(株)	ステンレス
タカオ(株)	再生木材
(株)コンパン・ブレイスケ	アスファルト舗装
(株)ニットメンテナンス	石材系舗装
日本ロマックス(株)	コンクリート系舗装
(株)染野製作所	レンガ
(株)ヨコイ	ブロック舗装
快工房(株)	ブロック

305	休憩施設	シェルター
399	休憩施設	その他休憩施設
401	遊戯施設	ぶらんこ
402	遊戯施設	境界柵
403	遊戯施設	滑台
404	遊戯施設	鉄棒
405	遊戯施設	雲梯
406	遊戯施設	太鼓梯子
407	遊戯施設	シーソー
408	遊戯施設	はん登棒
409	遊戯施設	ジャングルジム
410	遊戯施設	回転ジャングルジム
411	遊戯施設	回転遊具
412	遊戯施設	平均台・ステップ遊具
413	遊戯施設	スプリング遊具
414	遊戯施設	ロッキング遊具
415	遊戯施設	ロープウェイ
416	遊戯施設	レールウェイ
417	遊戯施設	跳躍系遊具
418	遊戯施設	象形遊具
419	遊戯施設	ふわふわドーム
420	遊戯施設	クライミング遊具
421	遊戯施設	敷床板
422	遊戯施設	ゴムマット
423	遊戯施設	徒歩池・遊水路_水遊び施
424	遊戯施設	砂場
427	遊戯施設	複合遊具
499	遊戯施設	その他遊戯施設
501	運動施設	野球場
502	運動施設	バックネット
503	運動施設	ダックアウトシェルター
504	運動施設	スコアボード
505	運動施設	ファールポール
506	運動施設	高尺フェンス
507	運動施設	サッカー場
508	運動施設	サッカーゴール
509	運動施設	テニスコート
510	運動施設	ネットポスト
511	運動施設	ゲートボールコート
512	運動施設	バスケットボールコート
513	運動施設	バスケットゴール
514	運動施設	陸上競技場
515	運動施設	プール・ウォータースライダー
516	運動施設	パークゴルフ場
517	運動施設	スタート台
518	運動施設	アスレチック施設
519	運動施設	健康器具
599	運動施設	その他運動施設
601	教養施設	ステージ
602	教養施設	体験学習施設
603	教養施設	動植物園
604	教養施設	モニュメント
699	教養施設	その他教養施設
701	便益施設	駐車場
702	便益施設	駐輪場
703	便益施設	トイレ
704	便益施設	水飲台
705	便益施設	時計
799	便益施設	その他の便益施設
801	管理施設	管理事務所・倉庫_建築物
802	管理施設	擁壁
803	管理施設	柵
804	管理施設	ゲート
805	管理施設	手すり

(株)朝日製作所	カラーアスファルト
(株)上田商会	全天候
アスタ(株)	コンクリートブロック
その他のJPFA会員企業	木造
その他の国内企業	RC
その他の海外メーカー	芝生
	土系舗装
	樹脂系舗装
	自然石
	プラ擬木
	金属造
	ブロック造
	外柵石
	石積
	SUS
	タイル系舗装
	土
	コンクリート(洗出し含む)
	間知ブロック
	鉄骨造(t>4mm)
	鉄骨造(4≧t>3mm)
	鉄骨造(3mm≧t)
	CB造
	RC造

806	管理施設	車止
807	管理施設	サイン
808	管理施設	照明灯
809	管理施設	電気設備
810	管理施設	ゴミ箱
811	管理施設	防火水槽
812	管理施設	雨水貯留池
813	管理施設	柵
814	管理施設	トラフ
815	管理施設	緊急貯水槽
899	管理施設	その他管理施設
999	未分類	不明

製品仕様書

発行日 令和 年 月 日

御中

発行元

印

工事名：

製品番号	製品名	数量	単位

1. 使用材料 ※JIS規格の鋼材はJIS G 0404の規定に基づき検査されたものとする。

番号	名称	形質	規格等	備考
1				
2				
3				
4				

2. 材料保護材 札幌市造園工事標準図仕様書に準じるものとする。

- a. 溶融亜鉛めっき処理 JIS H 8641 2種 あるいは同等以上とする。
- b. 電気亜鉛めっき処理 JIS H 8610 2種3類 あるいは同等以上とする。
- c. 配管用炭素鋼管(SGP)使用 JIS G 3452 白管:亜鉛めっきを施したものとする。
- d. めっき後の加工に対する防錆処理 有 無
- e. 加圧式保存処理 JIS A 9002
- f. その他

3. 塗装

- a. 工場内スプレーまたはハケ塗装仕上 (対象部材:) d. 静電粉体塗装仕上 (対象部材:)
- b. 現場(ハケ)塗装仕上げ (対象部材:) e. 木材保護着色塗料(ハケ)塗装仕上 (対象部材:)
- c. 焼付塗装仕上 (対象部材:) f. その他 (対象部材:)
- 図示による

4. 保険 製造物責任法に対する保険の種類 ()

5. 添付書類

- a. 承認図面 c. 製造物責任法に対応する保険証書の写し
- b. 製品の構造計算書 d. その他

6. 品質証明書提出時の添付書類

鋼材部

- a. 製作状況写真(溶接後、切断、穴あけ、加工など)
- b. 主にめっき後の加工箇所に対する防錆処理を確認できる写真
- c. 材料の試験成績表等の書類
- d. 塗装状況写真(下塗り、中塗り、上塗り、塗料など)
- e. 塗膜厚測定写真および塗膜厚測定記録簿

木材部

- g. 防腐・防蟻に関する写真管理(処理前後の写真など)
- h. 塗装状況写真
- i. 保存処理証明書(JASまたはAQでの性能区分による同等以上の品質が確保されていることがわかる書類)

コンクリート部

- f. 圧縮強度の試験成績表

・但し、以下の認定を受けている場合は、上記書類(6.a~i)の提出を省略することができる。

- a. ISO9001 省略する書類()
- b. SP・SPL 省略する書類()

※監督員が求めた場合は、材料の品質管理の方法を規定する書類(ISO品質マニュアル等)を提出すること

品質証明書 兼 出荷証明書

発行日 令和 年 月 日

御中

発行元

印

工事名：

下記表記した部材・仕様で構成し、先に提出した製品仕様書のとおり製作された製品であることを証明いたします。
また、本製品が出荷されたことを証明いたします。

製品番号	製品名	数量	単位

1. 使用材料

※JIS規格の鋼材はJIS G 0404の規定に基づき検査されたものとする。

名称	形質	規格等	備考

2. 材料保護材

【鋼材部】：例)電気亜鉛めっき処理(JIS H 8610 2種 3類)

めっき後の加工に対する防錆処理の有無 有 無

【木材部】：保存処理 有 無

有の場合 a:加圧注入処理方法()

有の場合 b:(財)日本住宅木材・技術センター(AQ)または日本農林規格(JAS)による防腐品質を有している。

3. 塗装方法・塗料

【鋼材部】：

【木材部】：

4. 保険種類

製造物責任法に対応する保険の種類

()

5. 添付書類

南区公園遊器具等維持管理業務

(当初)

業務委託費総括表

区分	工種	単位	遊器具修繕		合計
直接業務費	遊器具点検・注油	1式			
	遊器具等修繕	1式			
	遊器具撤去	1式			
	廃棄物処理	1式			
	合計	1式			
共通仮設費	共通仮設費(率計上)	1式			
	合計	1式			
純業務費		1式			
現場管理費		1式			
業務原価		1式			
一般管理費		1式			
業務価格		1式			
消費税等相当額	10%	1式			
業務委託費		1式			

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	R6年度南区公園遊器具等維持管理業務	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修		
工事区分・工種・種別・細別				規格	単位	数量	数量増減	摘要
遊器具維持管理					式	1		
遊器具点検・注油					式	1		
遊器具点検・注油					式	1		
遊器具点検・注油					式	1		
緊急対応					式	1		内-1号
遊器具修繕					式	1		内-2号
遊器具修繕					式	1		
ブランコ					式	1		内-3号
滑台					式	1		内-4号
鉄棒・太鼓梯子・山形雲梯					式	1		内-5号
シーソー					式	1		内-6号
グローブジャングル・ターサソープ					式	1		内-7号

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	R6年度南区公園遊器具等維持管理業務		当 初	事業区分	公園緑地整備・改修
						工事区分	遊器具維持管理
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
敷床板・ゴムチップマット				式	1		内-8号
ベンチ・縁台・スツール				式	1		内-9号
園名板・看板類				式	1		内-10号
車止・水飲台				式	1		内-11号
木製遊器具				式	1		内-12号
遊器具共通				式	1		内-13号
遊具塗装				式	1		内-14号
遊具設置				式	1		内-15号
遊器具撤去				式	1		
遊器具撤去				式	1		
遊器具撤去				式	1		内-16号
廃棄物処理				式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	R6年度南区公園遊器具等維持管理業務	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修		
工事区分・工種・種別・細別				規格	単位	数量	数量増減	摘要
廃棄物処理費					式	1		内-17号
直接工事費					式	1		
共通仮設費					式	1		
共通仮設費（率計上）					式	1		
純工事費					式	1		
現場管理費					式	1		
工事原価					式	1		
一般管理費等					式	1		
工事価格					式	1		
消費税等相当額					式	1		
工事費計					式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	遊器具点検・注油	単価適用年月	2024. 2	歩掛適用年月	2024. 2	労務調整-超過-規制	1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要		
遊器具点検・報告書作成	第 1 回目点検・平均 1.1 公園/日	公園	296		単一 1号		
遊器具点検・報告書作成	第 2 回目点検・平均 1.3 公園/日	公園	296		単一 2号		
ターザンロープ精密点検	スライドボックス、ターンバックルボックス	基	10		単一 3号		
レールウェイ精密点検	スライドボックス	基	4		単一 4号		
遊器具注油		10箇所	5		単一 5号		
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	ブランコ	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 2 2024. 2 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
ブランコ共通 シャックル 取替	フック,ベアリングシャックル	個	1		単一 7号
ブランコ共通 ヘアリンク,シャ ックルピン取替	ローラーヘアリンク,オイルスヘアリンク	個	1		単一 8号
大型2人用ブランコ 梁取 替	80A	本	1		単一 9号
大型2人用ブランコ 支柱 取替	50A,基礎含	本	1		単一 10号
大型2人用ブランコ 蛙又 ソケット取替	80A×50A用,A型ソケット,三又ソケット	個	1		単一 11号
大型2人用ブランコ 吊金 具取替	80A用,ベアリングソケット	個	1		単一 12号
大型2人用ブランコ 吊席 取替B	樹脂タイプ座板,カギ,チェーン,ダールマ,腰板	吊	1		単一 13号
大型2人用ブランコ ロックチェ ーン取替A	フック付,カギ付,S管付	吊	1		単一 14号
大型2人用ブランコ ロックチェ ーン取替B	フック・ダールマ金具付,カギ・腰掛取付金具付,S管・ダールマ付	吊	1		単一 15号
大型2人用ブランコ ロックチェ ーン取替C	ロックチェーンのみ,18mm	本	1		単一 16号
大型2人用ブランコ ロックチェ ーン取替D	半駒	本	1		単一 17号
大型2人用ブランコ ロックチェ ーン修理	曲がり直し	箇所	1		単一 18号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書		ブランコ			単価適用年月	2024. 2
					歩掛適用年月	2024. 2
					労務調整-超過-規制	1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
大型2人用ブランコ 腰掛 取付金具取替	ダルマ金具, ダルマ, ボルト	個	1			単一 19号
大型2人用ブランコ 腰板 取替B	樹脂タイプ座板	枚	1			単一 20号
小型2人用ブランコ 梁取 替	50A	本	1			単一 21号
小型2人用ブランコ 支柱 取替	40A, 基礎含	本	1			単一 22号
小型2人用ブランコ 蛙又 ソケット取替	鋳鉄, 50A×40A用, A型ソケット, 三又ソケット	個	1			単一 23号
小型2人用ブランコ 吊金 具取替	鋳鉄, 50A, ベアリングソケット	個	1			単一 24号
小型2人用ブランコ 吊席 取替B	樹脂タイプ座板	吊	1			単一 25号
小型2人用ブランコ 吊く さり (フック付) 取替	フック付, カギ付, S管付	吊	1			単一 26号
小型2人用ブランコ 腰板 取替B (樹脂タイプ座板)	樹脂タイプ座板	枚	1			単一 27号
小型2人用ブランコ 吊鎖 修理	鎖切り詰め, 連結リング	吊	1			単一 28号
ブランコ安全柵 脚柱取替	安全柵脚柱	本	1			単一 29号
ブランコ安全柵 コーナー (三方)金具取替	安全柵三方エルボ, 横口エルボ	個	1			単一 30号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	ブランコ	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 2 2024. 2 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
ブランコ安全柵 エルボ取替	安全柵エルボ	個	1		単一 31号
ブランコ安全柵 チーズ取替	安全柵チーズ	個	1		単一 32号
ブランコ安全柵 横管取替 A	L=1, 600	本	1		単一 33号
ブランコ安全柵 横管取替 B	L=5, 500・3, 600	本	1		単一 34号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	滑台	名称	規格	単位	数量	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	数量増減	2024. 2 2024. 2 1.000-00000002000	摘要
滑台共通	滑走面下り口修理A	浮上直し		箇所	1				単一 35号
滑台共通	滑走面下り口修理B	下り口加工, 基礎含		箇所	1				単一 36号
滑台共通	滑走面下り口修理C	基礎据付直し		箇所	1				単一 37号
滑台共通	滑走面底板修理	プラスチックまくれ直し		箇所	1				単一 38号
滑台共通	支柱取替A	(支柱4本型) 基礎付き		本	1				単一 39号
滑台共通	支柱取替B	(単柱型) 基礎付き		本	1				単一 40号
滑台共通	滑走面ステン棒溶接	面底ステン棒溶接		箇所	1				単一 41号
滑台共通	ローラー(ストレート)取替	φ34*L450		本	1				単一 42号
滑台共通	ローラー(ストレート)取替	φ34*L950		本	1				単一 43号
滑台共通	滑走面側面隙間加工			面	1				単一 44号
中型滑台	踊場取替(新型)			基	1				単一 45号
中型滑台	踊場縞鋼板取替			基	1				単一 46号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	滑台	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 2 2024. 2 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
中型滑台 手摺取替		組	1		単一 47号
中型滑台 滑走面修理A	フレーム取替	面	1		単一 48号
中型滑台 滑走面修理B	側面取替	面	1		単一 49号
中型滑台 滑走面修理C	曲り直し	面	1		単一 50号
大一流型滑台 踊場取替		基	1		単一 51号
大一流型滑台 踊場縞鋼板 取替		基	1		単一 52号
大一流・放射型滑台 手摺 取替		組	1		単一 53号
大一流・放射型滑台 滑走 面修理A	フレーム取替	面	1		単一 54号
大一流・放射型滑台 滑走 面修理B	側面取替	面	1		単一 55号
大一流・放射型滑台 滑走 面修理C	曲り直し	面	1		単一 56号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	鉄棒・太鼓梯子・山形雲梯	単価適用年月	2024. 2	歩掛適用年月	2024. 2	労務調整-超過-規制	1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要		
鉄棒 端ソケット取替	鋳鉄, サイドソケット, 片袖	個	1		単一 57号		
鉄棒 中間ソケット取替	鋳鉄, 筒抜	個	1		単一 58号		
鉄棒 バー取替	ジंकロ	本	1		単一 59号		
鉄棒 支柱取替（基礎共）	基礎含	本	1		単一 60号		
鉄棒 基礎修理	据付直し	本	1		単一 61号		
太鼓梯子 センター金具取替	接手	個	1		単一 62号		
山形雲梯 中間ソケット取替	センターソケット(山形, 三方)	個	1		単一 63号		
山形雲梯 端ソケット取替	サイドソケット	個	1		単一 64号		
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	シーソー				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 2 2024. 2 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
シーソー 梁取替	50A, L型エルボ	本	1		単一 65号	
シーソー 端ソケット取替 A	桧板用	個	1		単一 66号	
シーソー 端ソケット取替 B	F R P板用	個	1		単一 67号	
シーソー 板取替A	桧板用, 金具付	枚	1		単一 68号	
シーソー 板取替B	桧板, 板のみ	枚	1		単一 69号	
シーソー 板取替C	F R P板用, 金具付	枚	1		単一 70号	
シーソー センター金具取 替A	桧板用, クシ金具, キャッシングベット	個	1		単一 71号	
シーソー センター金具取 替B	F R P板用, ダルマ・袖	個	1		単一 72号	
シーソー ゴムストッパー 取付	ゴムストッパー	個	1		単一 73号	
シーソー ゴムストッパー 修理	据付直し	個	1		単一 74号	
シーソー 基礎修理	据付直し	基	1		単一 75号	
シーソー ハンドル取替		組	1		単一 76号	

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	グローブジャングル・ターザンロープ	単価適用年月	2024. 2	歩掛適用年月	2024. 2	労務調整-超過-規制	1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要		
グローブジャングル 基礎 据付直し		基	1		単一 80号		
グローブジャングル 横管 取替	R管,直管	本	1		単一 81号		
グローブジャングル 縦管 取替	R管	本	1		単一 82号		
グローブジャングル スラ スト板取替	スラスト板	枚	1		単一 83号		
ターザンロープ ワイヤ ロープ取替	25m内, φ10~15内,ワイヤークリップ・クッションゴム含む	連	1		単一 84号		
ターザンロープ 吊ロー プ取替	吊ロープ	本	1		単一 85号		
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	ベンチ・縁台・スツール	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 2 2024. 2 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
ベンチ類 腰板取替A	背付ベンチ(ラワン)L=1.2(30×85×1,200) 取付金具含	枚	1		単一 90号
ベンチ類 腰板取替B	背なしベンチ(ラワン)L=1.5(35×90×1,500) 取付金具含	枚	1		単一 91号
ベンチ類 腰板取替C	背付ベンチ(桧)L=1.8(30×85×1,800) 取付金具含	枚	1		単一 92号
ベンチ類 腰板取替D	背なしベンチ(桧)L=1.8(45×50×1,800) 取付金具含	枚	1		単一 93号
ベンチ類 腰板取替E	背付・背なしベンチ(スプルース)共通L=2.0(40×60×2,000) 取付金具含	枚	1		単一 94号
ベンチ類 腰板取替F	L=500mm以下, 取付金具含	枚	1		単一 95号
ベンチ類 腰板取替G	L=700mm以下, 取付金具含	枚	1		単一 96号
ベンチ類 腰板取替H	L=900mm以下, 取付金具含	枚	1		単一 97号
ベンチ類 腰板取替I	縁台(ラワン)(35×100×1,500) 取付金具含	枚	1		単一 98号
ベンチ類 腰板取替J	L=1.8m以内, 廃プラ再利用タイプ, 取付金具含	枚	1		単一 99号
ベンチ類 腰板取替K	L=2.4m以内, 廃プラ再利用タイプ, 取付金具含	枚	1		単一 100号
ベンチ類 据付直しA	ベンチ共通	基	1		単一 101号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	園名板・看板類	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 2 2024. 2 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
園名板 板面取替A	札公型A	枚	1		単一 104号
園名板 板面取替B	札公型B	枚	1		単一 105号
園名板 脚柱取替A	札公型A（基礎再利用型）	基	1		単一 106号
園名板 脚柱取替B	札公型B（基礎再利用型）	基	1		単一 107号
園名板 ガイダック板取替	札公型	枚	1		単一 108号
園名板 裏面鉄板取替	札公型	枚	1		単一 109号
園名板 ホリカホネットカバー取替	札公型	枚	1		単一 110号
園名板 脚柱倒れ直し	札公型	基	1		単一 111号
園名板 基礎据付直し	札公型	基	1		単一 112号
園名板 園名板取替A	札公型A（基礎再利用型）	基	1		単一 113号
園名板 園名板取替B	札公型B（基礎再利用型）	基	1		単一 114号
園名板 園名板附帯プレート取替	公園管理者名記載用	箇所	1		単一 115号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	園名板・看板類	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 2 2024. 2 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
注意看板 注意看板設置A	ポリカーボネイト+カイクック板, 基礎有, 450×600, 文字印刷4色以内	基	1		単一 116号
注意看板 注意看板設置C	亜鉛鋼板+メラミン焼付塗装, 基礎有, 450×600, 文字書込60文字以内	基	1		単一 117号
注意看板 注意看板取替A (板面のみ)	ポリカーボネイト+カイクック板, 450×600, 文字印刷4色以内	枚	1		単一 118号
注意看板 注意看板取替C (板面のみ)	亜鉛鋼板+メラミン焼付塗装, 450×600, 文字書込60文字以内	枚	1		単一 119号
注意看板 支柱取替A	基礎共, 450×600用, 2本支柱	本	1		単一 120号
注意看板 支柱取替C	基礎共, 単柱用	本	1		単一 121号
注意看板 基礎据付直し		基	1		単一 122号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 11号内訳書	車止・水飲台		単価適用年月	2024. 2		
				歩掛適用年月		
				2024. 2		
				労務調整-超過-規制		
				1.000-00000002000		
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
車止 車止(上物)取替A		人造石・角型	基	1		単一 123号
車止 車止(上物)取替B		バンダ・ゾウ	基	1		単一 124号
車止 基礎修理		据付直し	基	1		単一 125号
水飲台 グレーチング固定 (プレート式)		(造園工事標準図)	個	1		単一 126号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 12号内訳書	木製遊器具	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 2 2024. 2 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
木製遊器具 木製遊具材料 費A	L=3.6m以内, 米梅, 防腐注入・各種加工・塗装込	m3	1		単一 127号
木製遊器具 木製遊具材料 費B	L=5.4m以内, 米梅, 防腐注入・各種加工・塗装込	m3	1		単一 128号
木製遊器具 支柱取替手間 A	四阿・ターザンロープ・屋根付施設類	本	1		単一 129号
木製遊器具 支柱取替手間 B	パイプ式遊器具類	本	1		単一 130号
木製遊器具 支柱取替手間 C	ボルト式遊器具類	本	1		単一 131号
木製遊器具 支柱取替手間 D	低支柱, L=1,200	本	1		単一 132号
木製遊器具 梁・桁・横木 取替手間A	受材, ボルト式遊器具類	本	1		単一 133号
木製遊器具 梁・桁・横木 取替手間B	藤棚, パイプ式・ほぞ式遊器具類	本	1		単一 134号
木製遊器具 梁・桁・横木 取替手間C	ターザンロープ, ネット型遊器具類	本	1		単一 135号
木製遊器具 板材取替手間 A	床板, 特殊ベンチ板, 化粧板, 格子類	枚	1		単一 136号
木製遊器具 板材取替手間 B	L=900以内	枚	1		単一 137号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	遊器具共通	名称	規格	単位	数量	数量増減	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 2 2024. 2 1.000-00000002000
		遊器具共通 ボルト・ナット取替A	ベンチ類	箇所	1			単一 138号
		遊器具共通 ボルト・ナット取替B	鋼製遊具類	箇所	1			単一 139号
		遊器具共通 ボルト・ナット取替C	木製遊具類	箇所	1			単一 140号
		遊器具共通 ボルト締付直しA	コンビネーション, 木製遊具類	基	1			単一 141号
		遊器具共通 ボルト締付直しB	ベンチ類 (小型遊器具類)	基	1			単一 142号
		遊器具共通 鋼管類支柱穴あけ	凍結膨張対応(水抜き穴)	本	1			単一 143号
		遊器具共通 鋼管類 部分溶接取替A	32A内×1000mm以内	本	1			単一 144号
		遊器具共通 鋼管類 部分溶接取替B	50A内×1000mm以内	本	1			単一 145号
		遊器具共通 鋼板類腐食部部分溶接仕上		箇所	1			単一 146号
		遊器具共通 FRP部分補修A	割れ200mm内, 穴φ20mm内外	箇所	1			単一 147号
		遊器具共通 FRP部分補修B	割れ500mm内, 穴φ50mm内外	箇所	1			単一 148号
		遊器具共通 FRP部分補修C	割れ800mm内, 穴φ100mm内外	箇所	1			単一 149号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	遊器具共通	名称	規格	単位	数量	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	数量増減	2024. 2 2024. 2 1.000-00000002000	摘要
		遊器具共通 鋼管類曲がり直しA	32A以内	箇所	1				単一 150号
		遊器具共通 鋼管類曲がり直しB	40A以内	箇所	1				単一 151号
		遊器具共通 ささくれ落し(表面研磨)仕上A	鋼製遊具類, 素地調整	箇所	1				単一 152号
		遊器具共通 ささくれ落し(表面研磨)仕上げB	木製遊具類, 素地調整	箇所	1				単一 153号
		遊器具共通 吊席(タイヤ付)取替		吊	1				単一 154号
		遊器具共通 吊席(タイヤのみ)取替	吊タイヤ	個	1				単一 155号
		遊器具共通 クレモナローブ取替A	φ12mm以内×20m以内	本	1				単一 156号
		遊器具共通 クレモナローブ取替B	φ30mm以内×5m以内	本	1				単一 157号
		遊器具共通 ネット補修	φ18~20mm	m2	1				単一 158号
		遊器具共通 樹脂部分補修A	割れ100mm内, 穴φ20mm内外	箇所	1				単一 159号
		遊器具共通 樹脂部分補修B	割れ200mm内, 穴φ40mm内外	箇所	1				単一 160号
		遊器具共通 樹脂部分補修C	割れ300mm内	箇所	1				単一 161号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	遊器具共通	単価適用年月	歩掛適用年月	労務調整-超過-規制	2024. 2 2024. 2 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
遊器具共通 バテ部分補修	欠け,キズ補修	基	1		単一 162号
遊器具共通 溶接A	亀裂	箇所	1		単一 163号
遊器具共通 溶接B	鋼管32A以下	本	1		単一 164号
遊器具共通 溶接C	鋼管40A以上, サヤ管含む	本	1		単一 165号
遊器具共通 溶接D	キャップ50A以下	個	1		単一 166号
遊器具共通 年齢表示シール貼り付け		枚	1		単一 167号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 16号内訳書	遊器具撤去	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 2 2024. 2 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
遊器具撤去A	小型2人用ブランコ	基	1		単一 173号
遊器具撤去B	小型2人用ブランコ安全柵(片側)	基	1		単一 174号
遊器具撤去C	大型2人用ブランコ	基	1		単一 175号
遊器具撤去D	大型2人用ブランコ安全柵(片側)	基	1		単一 176号
遊器具撤去E	シーソー	基	1		単一 177号
遊器具撤去F	大一流型滑台	基	1		単一 178号
遊器具撤去G	放射型滑台	基	1		単一 179号
遊器具撤去H	中型滑台	基	1		単一 180号
遊器具撤去I	四間鉄棒	基	1		単一 181号
遊器具撤去J	三間鉄棒 低・中共通	基	1		単一 182号
遊器具撤去K	太鼓梯子	基	1		単一 183号
遊器具撤去L	山形雲梯	基	1		単一 184号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 16号内訳書	遊器具撤去	単価適用年月	歩掛適用年月	労務調整-超過-規制	2024. 2 2024. 2 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
遊器具撤去M	看板類	基	1		単一 185号
遊器具撤去N	ベンチ	基	1		単一 186号
遊器具撤去O	縁台・ラワン	基	1		単一 187号
遊器具撤去P	縁台・米母	基	1		単一 188号
遊器具撤去Q	スツール	基	1		単一 189号
遊器具撤去R	車止	基	1		単一 190号
遊器具撤去S	敷床板	基	1		単一 191号
遊器具撤去T	園名板	基	1		単一 192号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 17号内訳書	廃棄物処理費	単価適用年月	2024. 2	歩掛適用年月	2024. 2	労務調整-超過-規制	1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要		
金属くず処理費	有価金属 公園遊具・ネットフェンス すべての間接費対象外	kg	1				
処理費（建設副産物処理） コンクリート塊 再生 昼間 無筋	札幌リサイクル骨材㈱ 産業廃棄物 長、厚50cm未満	t	1				
処理費（建設副産物処理） コンクリート塊 再生 昼間 無筋	札幌環境資材センター㈱ 産業廃棄物 50cm四方以下	t	1				
処理費（建設副産物処理） 軟質プラスチック類 再生	札幌第一清掃㈱（循環税相当額含む）	t	1				
処理費（建設副産物処理） 木くず 処理	発寒清掃工場・破砕工場（10%）	t	1				
処理費（建設副産物処理） 木くず 処理	札幌市ごみ資源化工場（10%）	t	1				
処理費（建設副産物処理） 木くず 処理	篠路破砕工場（10%）	t	1				
合 計							